

障害者・障害児の熱中症予防支援事業 Q&A vol.2.0

※本Q&Aにつきましては、今後も更新の都度、適宜情報提供してまいります。

(事業全般)

Q1 補助金申請のスケジュールを知りたい。

A1 令和8年度の現時点の予定は以下のとおりです。

- ①当初交付申請 令和8年9月頃
- ②変更交付申請 令和9年1月～2月頃
- ③実績報告 令和9年4月頃
- ④支出 令和9年5月頃

※なお、現時点でのスケジュール案であるため、今後変更になる場合があります。

Q2 補助対象経費の申請に際しては、消費税は含むか。

A2 消費税は補助対象経費から除外して申請してください。

Q3 交付決定後に申請内容に変更があり、交付決定額を上回る場合はどうすれば良いか。

A3 変更交付申請の手続きをお願いいたします。

Q4 交付申請時に計上していなかった事項を、実績報告時において新たに補助対象とできるか。

A4 原則、交付申請時に計上されていなかった事項を実績報告時に補助対象とすることはできません。変更が必要な合理的理由(※)がある場合は、認められる場合もあります。なお、交付決定額を超えての申請はできません。

※合理的理由の例

①交付申請時の製品が欠品、製造中止となった場合の同等品への変更

②購入品目を変更せず、かつ購入目的(用途)に変更がない範囲での製品の変更

③合理的な理由が認められる数量の変更(当初の数量では購入目的が達成できないことが判明した等)

なお、交付申請から数量の変更がある場合は、変更理由を記した資料を提出してください。

(普及啓発)

Q5 普及啓発を行う主体は区市町村ではなく、訪問系サービス事業所など事業者が実施する普及啓発も補助対象となるか。

A5 訪問系サービス事業者等による障害当事者に対する普及啓発も対象です。

Q6 委託による普及啓発を実施した場合は、補助対象となるか。

A6 区市町村が、適正な事業運営が確保できると認める場合は、法人・団体等に委託、もしくは、補助により実施することができます(実施要綱第2条)。

Q7 厚生労働省ホームページに掲載しているチラシや区市町村や事業所が独自に作成した既存チラシを活用して配布した場合は、補助対象となるか。

A7 既存のチラシ等を活用した普及啓発も補助対象となります。

参考：[ポスター・チラシ・動画](#) | [東京都の取組](#) | [東京都熱中症対策ポータル](#)
[熱中症を防ぎましょう 普及啓発用資材\(リーフレット等\)](#) | [厚生労働省](#)

Q8 普及啓発の配布物品として、どのような物品が補助対象になるか。

A8 障害者・障害児の熱中症予防に資する、飲料水、冷却シート、冷却スプレー、ハンディファン、ネッククーラー、冷感タオル、冷却スカーフ、保冷剤、うちわなどの消耗品が対象となります。

熱中症予防に直接資しないノベルティグッズの配布や、現金給付、金券の配布などは補助対象外となります。

なお、飲料水の配布に際しては、疾患のある方へ十分な配慮を行うとともに、適正な使用がなされるよう周知してください。

参考：[経口補水液\(けいこうほすいえき\)について](#) | [消費者庁](#)

Q9 事業所職員に対する熱中症予防に係る普及啓発の費用は補助対象になるか。

A9 本メニューは障害当事者を熱中症から守るために、熱中症予防の普及啓発に取り組む区市町村を支援することを目的としているため、事業所職員を対象とした普及啓発の費用は補助対象外となります。

Q9-2 障害者・障害児も含めて幅広い対象者向けに普及啓発事業を実施した場合、本事業の対象となる経費を按分して申請することは可能か。
(5/27 更新)

A9-2 他の対象者分と明確に区分して、障害者・障害児を対象とした経費を示していただける場合は申請可能です。

(熱中症予防に資する機器や設備の導入補助)

Q10 対象事業所について教えてほしい。

A10 交付要綱第5条を御参照ください。

Q11 選定額はどのように算定するのか。

A11 施設ごとの選定額を合算します。

Q12 多機能型事業所の場合の補助基準額の考え方は。

A12 多機能型事業の場合も、補助基準額は1施設当たり 1,000 千円です。

Q13 1区市町村あたりの補助上限額(上限施設数)はあるか。

A13 本メニューについては、1区市町村あたりの補助上限を設定していません。

Q14 指定管理者施設も補助対象となるか。

A14 地方自治法第 244 条に基づく指定管理者が管理する施設は補助対象となります(交付要綱第5条)。

Q15 間接補助を行う場合、指定管理施設に対し、補助金相当額を指定管理料に合算して支払うことは可能か。

A15 指定管理施設の場合、補助金相当額を指定管理料に合算して支払うことは可能ですが、取扱いについては、各自治体における規定に基づき判断ください。なお、指定障害福祉サービス事業の適正な運営を確保するため、指定障害福祉サービスに係る経費と、本事業に係る経費については、会計上、明確に区分して管理してください。

Q16 どのような機器や設備が補助対象となるか。

A16 日除けシェード、テント、ミストシャワー、スポットクーラー、サーキュレーター、扇風機、遮光カーテン、遮光・遮熱シートなど施設を利用する障害児者の熱中症予防に資する機器や設備が補助対象となります。なお、リース料やランニングコストは対象外です。

また、対象経費が他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業(国事業や都制度の対象となる等)は、補助率が異なるとしても本事業の対象外です。

また、本事業は、施設整備補助ではないため、空調機故障等老朽化更新、設置工事の必要な冷水器や冷房設備、外構部に係る工事等は対象外です。躯体に影響を及ぼさない天井扇風機や壁掛扇風機等設置工事、遮光シート貼り付け工事は対象としていただいて差し支えありません。

Q17 クーラー(通常の室内に設置する)のみを購入し、設置工事にかかる経費を自治体で負担する場合、補助対象となるか。

A17 設置工事の伴うクーラー(空調機器)は、躯体に影響を及ぼすものとなるため、クーラーのみを購入し、設置工事に係る経費を自治体負担とした場合も補助対象外となります。

Q18 事業所職員の熱中症予防のための機器や設備も補助対象となるか。

A18 本メニューは障害当事者を熱中症から守るために、熱中症予防に資する機器や設備の導入に取り組む区市町村を支援することを目的としているため、事業所職員を対象とした機器や設備の導入は補助対象外となります。

なお、訪問系障害福祉サービス事業所については、居宅介護員等職員の暑さ対策のため、熱中症対策、暑さ対策に資する物品の購入費用を支援するため、令和8年度において、「訪問系障害福祉サービス暑さ対策緊急支援事業」を実施しますので、御活用ください。

Q19 事業所内での暑さ対策で使用するために購入する経費は補助対象となるか。

A19 本メニューは障害当事者を熱中症から守るために、熱中症予防に資する機器や設備の導入に取り組む区市町村を支援することを目的としているため、施設利用者(障害者・障害児)の熱中症予防に資する機器や設備の購入経費は、補助対象となります。

Q20 導入する機器や設備のリース料やランニングコスト、使用に要する光熱水費は補助対象となるか。

A20 リース料やランニングコスト、光熱水費は補助対象外となります。

Q21 補助対象となる購入開始時期を教えてください。

A21 令和8年 4 月 1 日以降に購入したものが補助対象となります。

Q22 職員個人が購入したものは補助対象となるか。

A22 職員個人が購入した物品は補助対象外となります。

Q23 設置済みの機器や設備の更新又は増設は補助対象となるか。

A23 機器や設備の更新や増設についても補助対象となります。

Q24 購入した物品について、管理上の注意事項はあるか。

A24 価格が 50 万円以上の備品を購入する際は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでは、知事の承認を受けないで、事業の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、取壊し、廃棄等はできません。また、知事の承認を受けて財産を処分した場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがありますので御留意ください。価格が 50 万円未満の物品についても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用をお願いいたします(台帳の管理及び物品への表示等)。

Q25 機器や設備の使用に必要な物品は補助対象となるか。(5/27 更新)

A25 機器や設備の使用に必要な物品(ミストシャワー用のホース、テント用の重し、日よけ設置用フック など)は、補助対象となります。

Q26 交付要綱の別表1に定める1施設当たりの補助基準額は、グループホームの場合、ユニット当たりの基準額か。(5/27 更新)

A26 グループホームの場合、ユニットではなく、指定事業所当たりの額です。

Q27 グループホームのユニットが複数の自治体にある場合、どの自治体の補助対象となるか。(5/27 更新)

A27 主たる事業所が所在する自治体が補助対象となります。

Q28 区市町村で要綱を制定するに際して、1施設当たりの補助基準額や対象施設の範囲を変更して良いか。(5/27 更新)

A28 区市町村が独自に補助基準額や対象施設の範囲を定めることは可能です。都は都要綱で定めた範囲で補助します。